

看護職員の負担の軽減及び処遇に対する当院での取り組みについて

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：田口 博一

看護副部長：一色 啓恵

(2) 看護職員の勤務状況の管理

勤務時間：①40 時間/週 以内

②連続勤務 5 日以内

③勤務状況の把握：有休取得率 時間外業務の把握

夜勤勤務：①夜勤明けの翌日は原則休み

②夜勤の回数 4 回以上であるが、個人の希望に配慮する

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

「各部門責任者会議」1 回/月

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定・年に1回の見直しと職員への周知(各病棟掲示)

(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

ホームページ上で公開

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善のための取り組み及び計画

(1) 勤務環境・処遇の改善

項目	取り組み
子育て中の職員への配慮 (親の介護も同様)	・時短勤務、育児休業延長ほか、勤務形態について個別相談・対応 ・子の看護、親の介護休暇
配慮した勤務表作成	・夜勤明けの翌日は原則休み ・月 1 回以上暦日の休日確保 ・連続勤務 5 日までとする(40 時間/週) ・“夜勤”“早番”“遅出”勤務配置による繁忙時間帯の業務分担配慮 ・業務に必要な研修等は勤務扱い
多様な勤務形態採用	・時短勤務、夜勤免除、指定休等への対応
看護職員の適正配置	・看護職員の積極的な募集活動 採用活動 ・様式9の人員配置基準より余剰をもった配置数にする ・欠員がある時には他部署からの支援を要請し援助
メンタルサポート	・1 回/年 ストレスチェック ・ハラスメント対策、院内研修実施
看護補助者活躍推進への 取り組み	・「看護補助者活用のための看護管理者研修」に看護師長～主任までが参加 する ・研修受講完了後、主任、副主任の受講を予定している

(2)看護職員と他職種との業務分担

項目	取り組み
病棟内環境整備	・入院患者の日常品、リネンを業者委託し業務軽減(患者の社会背景に応じて)
患者の移送	・移動担当看護職の指示のもと状態が安定している、軽介助での移動が可能な患者の移動・移送については看護補助者が行う
身体の清潔ケア 日常生活援助	・看護職が主として実施 ・看護補助者は看護師の指示のもとで実施 ・看護師協働して口腔ケアを行なう

(3)看護職員と他職種との業務分担 各部門別

項目	取り組み
各部門責任者会議開催 1 回/月	・管理者会議にて「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェア」に関するガイドライン及び活用ガイドを基に業務分担について検討する
薬剤部	・各病棟担当薬剤師を配置することにより適正な薬剤使用、管理を行う(定期処方の入替え) ・病棟配置薬などの一部管理業務を担う
リハビリテーション科	・病棟専属職員にトランスファーなどの ADL 動作の指導、相談に応じる ・身体拘束を実施している患者のリハビリテーションにおいて、拘縮予防や血栓予防(血液循環)に配慮したマッサージを実施している
臨床検査技師	・翌日採血管の準備を検査課が行い各部署へ配布 ・当日の検体回収を検査課が行う
放射線科 放射線技師	・ポータブル撮影機を用いて、患者の撮影一部病棟で実施し、看護師の負担軽減を図る ・CT 検査等における患者の移送を技師と看護補助とで行う
外来	・外来からの入院時は情報収集等の協力
地域連携課	・転院、紹介入院調整 ・協働での入退院支援及び業務分担
事務部・医事	・コストなどのカルテの整合性確認と管理 ・医療機材、医療材料等の管理